

# 富岡市耐震改修促進計画

平成 21 年 2 月

富岡市





# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景 .....	1
1-2 計画の位置づけ .....	2
1-3 富岡市における地震被害の想定 .....	3
<b>第2章 計画の基本的事項</b> .....	<b>5</b>
2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物 .....	5
2-2 建築物の耐震化の現状と目標 .....	11
<b>第3章 耐震化促進の基本的な方策</b> .....	<b>19</b>
3-1 耐震化に向けた役割分担 .....	19
3-2 促進体制 .....	20
3-3 耐震化の普及・啓発 .....	21
3-4 重点的に耐震化を進める区域 .....	21
3-5 関連する安全対策 .....	22
<b>第4章 住宅の耐震化促進</b> .....	<b>23</b>
4-1 耐震化促進のための支援制度 .....	23
4-2 耐震化に取り組みやすい環境の整備 .....	24
4-3 地域における耐震化の取り組みの促進 .....	24
4-4 耐震化のためのその他の支援方策 .....	25
<b>第5章 建築物の耐震化促進</b> .....	<b>27</b>
5-1 建築物の耐震化促進 .....	27
5-2 耐震化促進のための支援制度 .....	28
5-3 特定建築物の指導等 .....	29
<b>第6章 計画達成に向けて</b> .....	<b>31</b>
6-1 国及び群馬県との連携 .....	31
6-2 計画の進行と管理 .....	31
<b>参考資料</b> .....	<b>32</b>
参考1：特定建築物一覧 .....	32
参考2：特定建築物となる危険物の数量一覧 .....	33
参考3：耐震改修促進計画に関する法令 .....	34



# 第1章 はじめに

## 1-1 計画策定の背景

阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は、5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

近年においても、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、能登半島地震（平成19年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）など大地震が頻発しており、大地震は、「いつ」「どこで」発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。特に、首都直下地震及び東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると、被害は、甚大なものになると想定されています。

このように大規模地震の発生が危惧されるなか、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による死者や経済被害を減らす対策としては、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。阪神・淡路大震災では、倒壊した住宅等から出火・延焼し、さらに多くの住宅・建築物に被害を拡大させるとともに、倒壊した住宅や建築物が道路を塞ぐことにより、スムーズな消火・救援・避難活動を妨げ、一層の被害の増大をもたらしました。

住宅や建築物の倒壊を防ぐためには、耐震性を的確に把握し必要に応じて耐震改修等を行い、いわゆる耐震化を進めることが重要です。住宅・建築物の耐震化については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられ、首都直下地震に関する地震防災戦略（平成18年4月）においても、平成27年度末で、被害想定から死者数を半減及び経済被害額を4割減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとされています。特に切迫性の高い地震については、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を実施することが求められています。

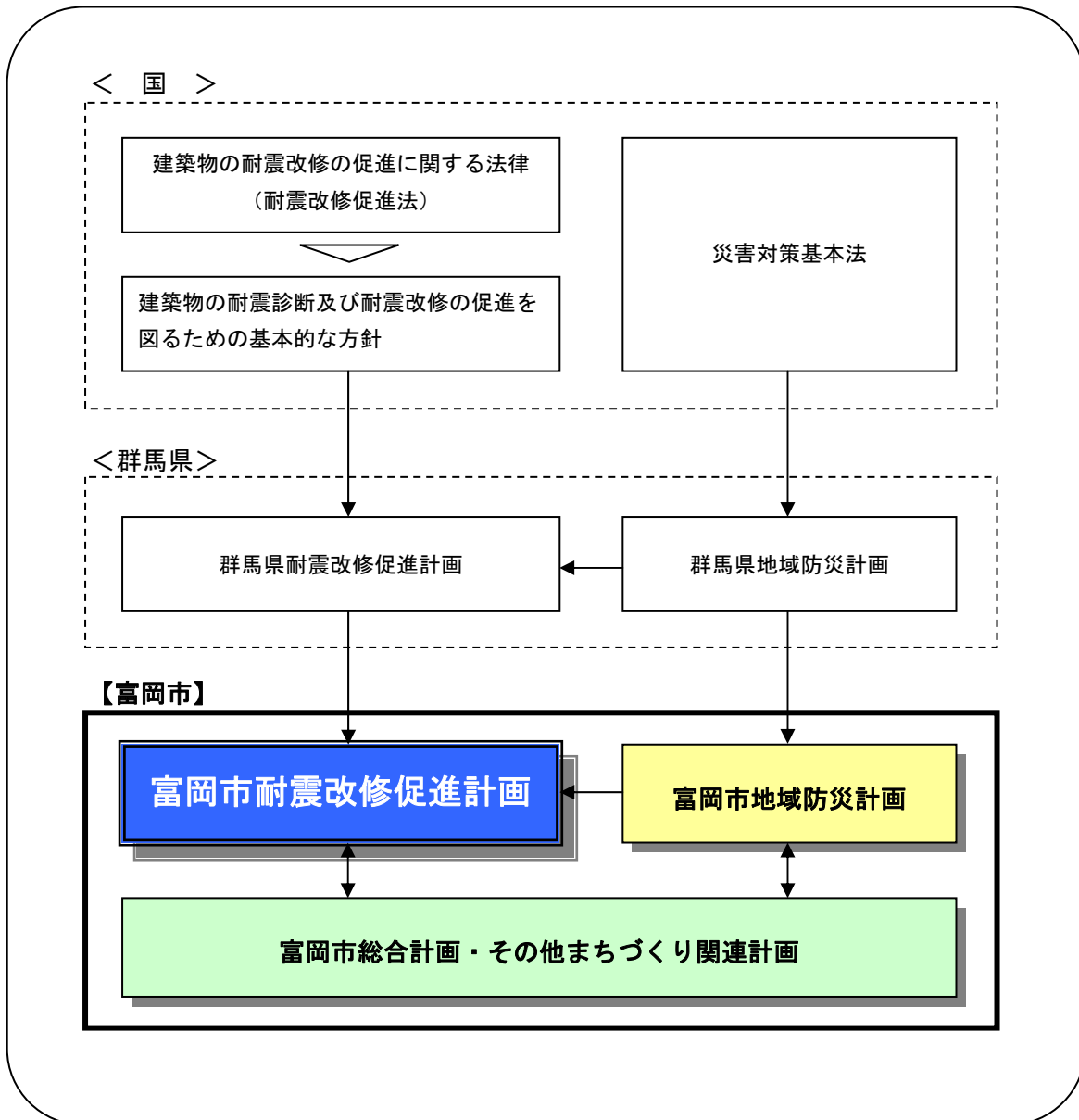
このような背景のもと、計画的な耐震化の推進・建築物に対する指導の強化・耐震化に係る支援措置の拡充を行い、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各公共団体において計画的な耐震化を進めるため「耐震改修促進計画」を策定することとなっており、群馬県では、平成18年度に「群馬県耐震改修促進計画」が策定されています。

そのため、富岡市においても住宅や建築物の耐震化を促進し、市民のみなさんの生命や財産を守るため、「群馬県耐震改修促進計画」で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定める「富岡市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、「耐震改修促進法」、「群馬県耐震改修促進計画」を上位計画とし、これに「富岡市地域防災計画」や「富岡市総合計画」などのまちづくりに関する計画との整合を図りながら富岡市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

図 1-1 富岡市耐震改修促進計画の位置づけ



## 1-3 富岡市における地震被害の想定

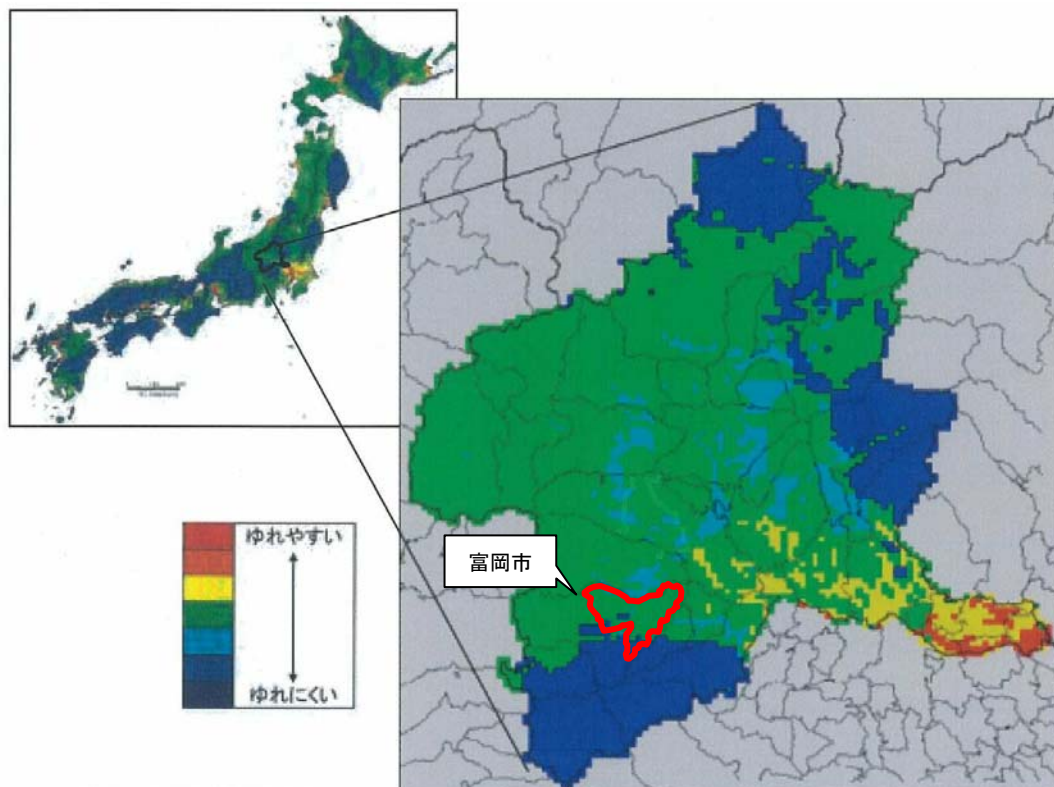
### 1. 県土のゆれやすさ

中央防災会議（内閣府）が、防災対策の検討のため、震度分布の推計等の一連の調査結果を整理し、表層地盤のゆれやすさを表した「ゆれやすさマップ」を公表しています。

これによると、群馬県の南東部では、「ゆれやすい」表層地盤が広がっていることがわかり、県内の活断層による地震のほか、首都直下地震や東海地震等の影響により、大きなゆれが発生することが想定されます。

富岡市は、県の南西部に位置し、比較的ゆれにくい地盤となっています。

図 1-2 群馬県のゆれやすさマップ



（出典：内閣府防災担当ホームページ <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/index.html>）  
（ただし、市町村合併を踏まえ、一部修正しています。）

「出典：内閣府防災担当ホームページ」

## 2. 想定される地震の規模及び被害の状況

群馬県では、阪神・淡路大震災を教訓として防災対策の強化・充実に役立てるため、平成7～9年にかけて「群馬県地震被害想定調査」を実施しています。

この調査では、県内において、「群馬県南東部地震」、「群馬県南西部地震」、「群馬県北部地震」の3つの震源（いずれもマグニチュード7、震源断層の深さ5km）による地震を想定し、その被害を算出しています。

想定地震ごとの被害の推定では、「群馬県南東部地震」で最も大きな被害が想定されていますが、富岡市は、市内を震源断層が横断する「群馬県南西部地震」の想定エリアに属すると考えられます。

この「群馬県南西部地震」では、人的被害については、約 69,000 人、物的被害については、約 60,000 棟への被害が想定されています。



図 1-3 想定地震の震源断層の位置図  
「出典：群馬県地震被害想定調査」

表 1-1 想定地震ごとの被害想定

項目		想定地震ごとの被害			
		群馬県南東部地震	群馬県南西部地震	群馬県北部地震	
人的被害	死者	1,066 人 (0.05%)	492 人 (0.02%)	276 人 (0.01%)	
	重傷者	2,093 人 (0.10%)	1,225 人 (0.06%)	964 人 (0.05%)	
	避難者	181,471 人 (9.06%)	67,180 人 (3.35%)	44,467 人 (2.22%)	
物的被害	建物 (建物がかなり傾斜するなど)	143,629 棟 (16.61%)	60,455 棟 (6.99%)	34,474 棟 (4.00%)	
	火災	出火件数	210 件	101 件	70 件
		焼失棟数	3,042 棟 (0.35%)	1,549 棟 (0.18%)	1,145 棟 (0.13%)

「出典：群馬県地震被害想定調査」

※被害想定の数値は、想定地震に対して、最大限の被害を想定したものであり、同規模の地震が発生することにより必ず標記の被害が発生することを示しているわけではありません。

## 第2章 計画の基本事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、富岡市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失をできる限り軽減するために策定します。

住宅・建築物の耐震化については、国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられています。首都直下地震に関する地震防災戦略（平成18年4月）においても、平成27年度末で被害想定から死者数を半減、及び経済被害額を4割減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。また、「群馬県耐震改修促進計画」においても、平成27年度までに住宅を85%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標としています。

本計画は、国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、富岡市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を考慮し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

### 2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

#### 1. 対象区域

本計画の対象区域は、富岡市全域とします。

#### 2. 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度までとします。

また、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、中間年度に進捗状況の確認を行うとともに、計画内容を検証し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

※第6章に関連

## 3. 対象建築物

本計画の対象建築物は、住宅及び特定建築物を含む建築物とします。

ここで「住宅」とは、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。

また、「特定建築物」とは、耐震改修促進法第6条に規定する建築物で次の表に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

表 2-1 対象建築物

区 分		内 容	
住 宅		戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
建 築 物	特定建築物	法第6条に規定する建築物で①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物	
	①法第6条第1号	多数の者が利用する建築物	⇒7頁参照
	②法第6条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	⇒8頁参照
	③法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。）	⇒9頁参照
	その他の建築物		

(1) 多数の者が利用する建築物（法第6条第1号特定建築物）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 2-2 法第6条第1号に該当する建築物

法	政令第2条 第2項	用 途	規 模	
第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
			老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	階数2以上かつ1,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
			ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
			病院、診療所	
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	
			集会場、公会堂	
			展示場	
			卸売市場	
			百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
			ホテル、旅館	
			賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
			事務所	
			博物館、美術館、図書館	
			遊技場	
			公衆浴場	
			飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上		

※賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第6条第2号特定建築物）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

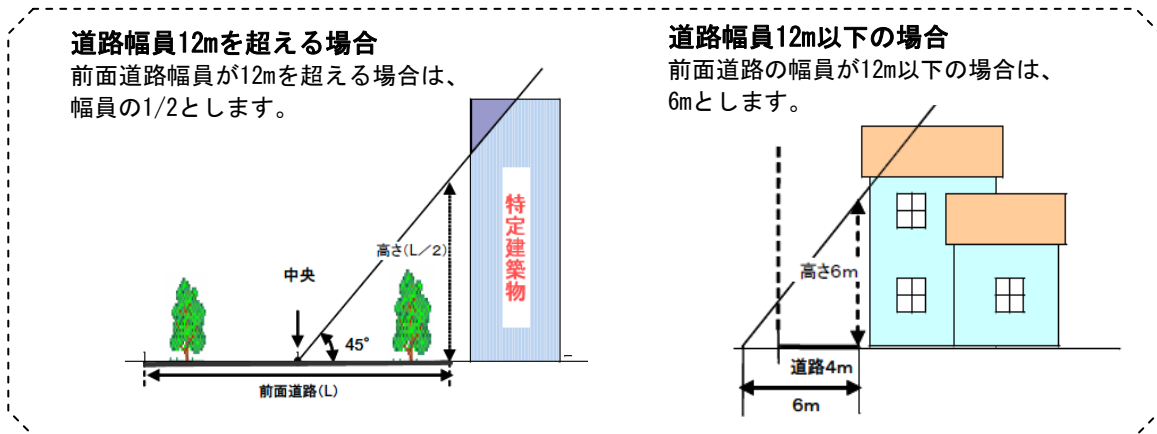
表 2-3 法第6条第2号に該当する建築物

法	政令第3条第2項	危険物の種類	数 量	
第6条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
	第3号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン
第4号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号		マッチ	300マッチトン※	
第6号		可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル	
第7号		圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号		液化ガス	2,000トン	
第9号		毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号		毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第6条第3号特定建築物）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、下記により定める「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は、幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は、6m）を加えたものを超える建築物を対象とします。



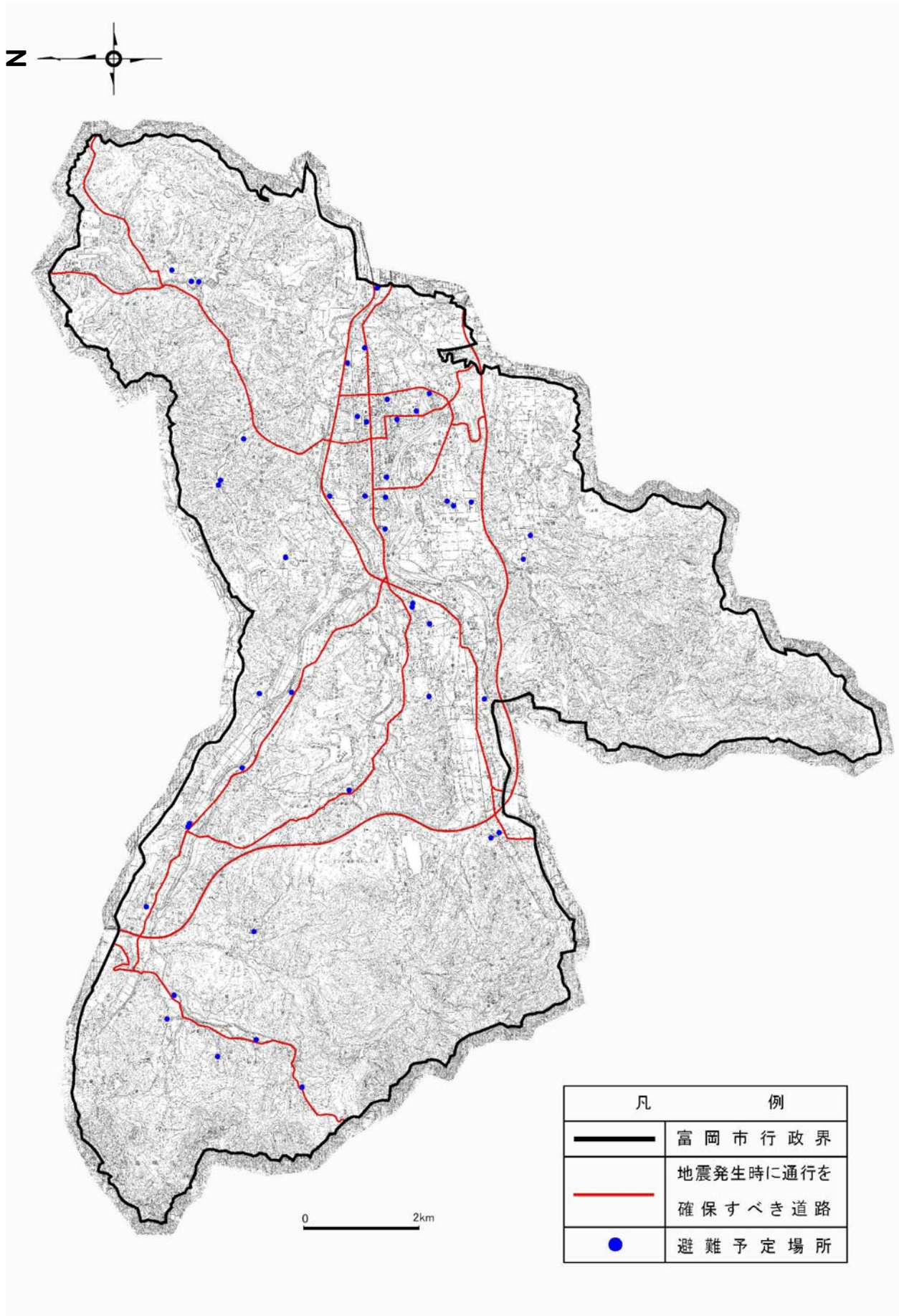
本計画では、地震発生時に通行を確保すべき道路は、群馬県が示す緊急輸送道路を基本としています。

表 2-4 地震発生時に通行を確保すべき道路（耐震改修促進法第5条第3項第1号）

<p>群馬県が示す 緊急輸送道路</p>	<p>大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路です。この道路については、「群馬県耐震改修促進計画」に定められていませんが、群馬県が示す緊急輸送道路が該当します。</p>
--------------------------	---

ここで指定をしない市内の道路についても、当然のことながら沿道の建築物の耐震化を進め、安全性を高めていく必要があります。これらの道路沿道については、各地域での自主防災活動等と連携しながら、本計画に定める目標の達成に向けて住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

図 2-1 地震発生時に通行を確保すべき道路



## 2-2 建築物の耐震化の現状と目標

### 1. 富岡市内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準（以下、「新耐震基準」といいます。）によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

このことから、本計画では、昭和57年以降に建築された建築物は、「耐震性がある」とします。また、それ以前に建築された建築物でも、地震に対する安全性があると判断されるものについては、「耐震性がある」とします。

#### (1) 住宅の耐震化の状況

**現在の住宅の耐震化率は56.8%です。**

平成20年7月時点の富岡市における住宅の耐震化の状況を把握すると、居住世帯のある住宅総数は、約17,050件です。

このうち、耐震性があると判断されるものは約9,700件となっており、耐震化率は、56.8%と推計しています。

表2-5 富岡市における耐震性のある住宅の割合

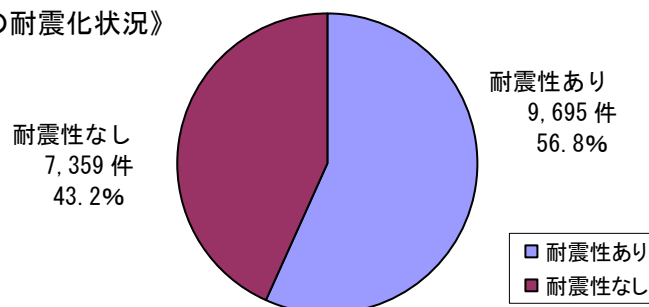
分類	総数	新耐震基準の住宅① (耐震性あり)	新耐震基準以前の住宅		耐震性のある住宅①+②	割合
				耐震性あり②		
木造	15,842件	7,573件	8,269件	992件	8,565件	54.1%
非木造	1,212件	871件	341件	259件	1,130件	93.2%
計	17,054件	8,444件	8,610件	1,251件	9,695件	56.8%

●住宅の耐震化率＝（新耐震基準の住宅＋新耐震基準以前のうち耐震性のある住宅）／全住宅

※新耐震基準以前の住宅（昭和56年以前）のうち、耐震性のある住宅の割合は、国の推計値である以下の割合を用いています。

<木造：12%、非木造：76%>

《住宅の耐震化状況》



(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（市有及び民間）（法第6条第1号特定建築物）

**多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は 68.5% です。**

富岡市における、耐震改修促進法第6条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震基準の建築物を含む）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が民間の特定建築物で77.6%、市有の特定建築物で57.5%であり、耐震性のない建築物及び耐震性が確認されていない建築物の棟数は、民間・市有を合わせて28件となっています。

表 2-6 耐震改修促進法第6条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

分類	1. 被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救助拠点となる建築物	2. 災害時に要援護者がいる建築物	3. 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	4. その他の不特定多数が集まる建築物等	5. 利用者が比較的限定される建築物	合計	
含まれる用途	病院、診療所、集会場、公会堂、郵便局、保健所、学校、体育館等	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高齢者福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等	旅館、ホテル、賃貸（共同）住宅、寄宿舎、下宿等	ポーリング場等、運動施設、劇場、映画館、展示場、百貨店等店舗、美術館、銀行、遊技場等	卸売市場、事務所、工場、自動車庫、危険物貯蔵施設等		
新耐震基準の特定建築物	9件	17件	18件	7件	5件	56件	
	市有 7件	2件	8件	1件	1件	18件	
	民間 2件	15件	10件	6件	5件	38件	
新耐震基準以前の特定建築物	4件	19件	4件	3件	3件	33件	
	市有 4件	17件	1件	1件	1件	22件	
	民間 1件	2件	4件	3件	2件	11件	
	耐震性あり ※1	市有 1件	5件	1件	1件	1件	5件
		民間 1件	1件	1件	1件	1件	1件
	耐震性なし ※2	市有 4件	12件	1件	1件	1件	17件
民間 1件		2件	4件	3件	2件	11件	
合計	13件	36件	22件	10件	8件	89件	
	市有 11件	19件	8件	1件	1件	40件	
	民間 2件	17件	14件	9件	7件	49件	
耐震化率	69.2%	61.1%	81.8%	70.0%	62.5%	68.5%	
	市有 63.6%	36.8%	100.0%	100.0%	—%	57.5%	
	民間 100.0%	88.2%	71.4%	66.7%	71.4%	77.6%	

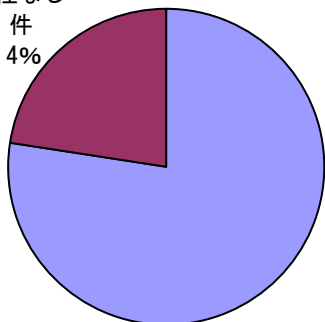
※1. 耐震性あり：新耐震基準の建築物

※2. 耐震性なし：未診断、不明を含む

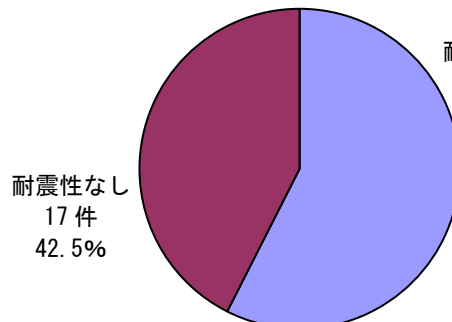
《特定建築物の耐震化状況》

(法第6条第1号)

耐震性なし  
11件  
22.4%



〈民間建築物〉



〈市有建築物〉

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況(法第6条第2号特定建築物)

**危険物を取り扱う特定建築物の耐震化率は100%です。**

富岡市における、耐震改修促進法第6条第2号に規定する用途の建築物の耐震化の現状(新耐震基準の建築物を含む)は、耐震化率(それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合)が100%であり、耐震性が確認されていない建築物は、ありません。

表 2-7 耐震改修促進法第6条第2号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

区分	市有建築物	民間建築物	合計
新耐震基準の建築物	一件	5件	5件
新耐震基準以前の建築物	一件	一件	一件
耐震性あり※1	一件	一件	一件
耐震性なし※2	一件	一件	一件
合計	一件	5件	5件
耐震化率	-%	100.0%	100.0%

※1. 耐震性あり：新耐震基準の建築物

※2. 耐震性なし：未診断、不明を含む

《特定建築物の耐震化状況》

(法第6条第2号)

**全て耐震化されています。**

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況(法第6条第3号特定建築物)

**道路を閉塞する恐れがある特定建築物の耐震化率は 32.6%です。**

富岡市における、耐震改修促進法第6条第3号に規定する用途の建築物の耐震化の現状は、耐震化率(通行を確保すべき道路を封鎖する恐れのある沿道建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合)が民間の特定建築物で32.7%、市有の特定建築物で0%であり、全体の特定建築物では、32.6%となっています。

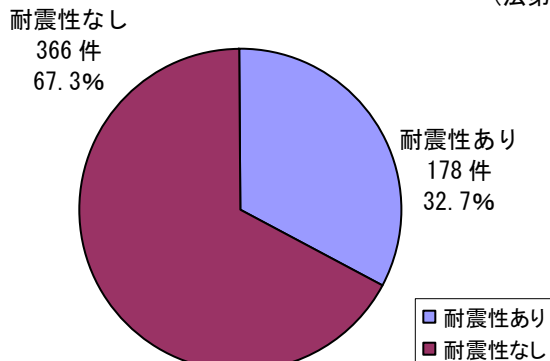
表 2-8 耐震改修促進法第6条第3号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

区分	市有建築物	民間建築物	合計
新耐震基準の建築物	一件	178件	178件
新耐震基準以前の建築物	2件	366件	368件
耐震性あり※	一件	一件	一件
耐震性なし	2件	366件	368件
合計	2件	544件	546件
耐震化率	0.0%	32.7%	32.6%

※耐震性あり：新耐震基準の建築物

《特定建築物の耐震化状況》

(法第6条第3号)



〈民間建築物〉

市有建築物は 2 件ありますが、耐震化されていません。

〈市有建築物〉

(5) 市有建築物の耐震化の状況

**市有特定建築物の耐震化率は57.5%です。**

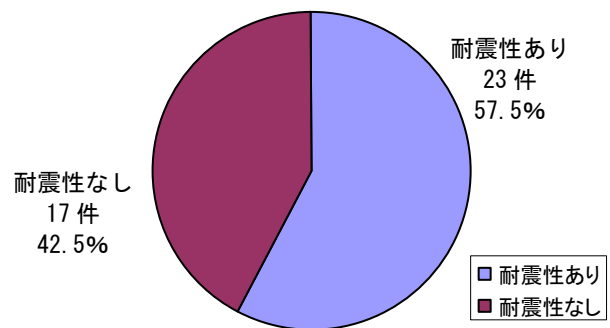
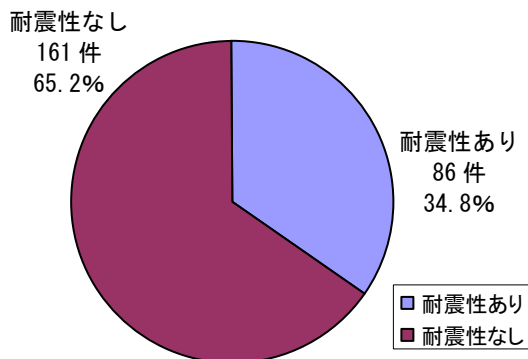
富岡市における全市有建築物は、247件あり、その耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震基準の建築物及び新耐震基準以前の建築物のうち、地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）は、34.8%となっています。

そのうち、特定建築物（耐震改修促進法第6条第1号）に該当する施設の耐震化率は、57.5%となっています。

表 2-9 市有建築物の耐震化の現状

大分類	小分類		全ての施設		特定建築物	
			耐震化無 耐震化率	耐震化無 耐震化率		
Ⅰ 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策関係	市庁舎、地域機関及び専門機関、教育事務所、支所等	3件	3件 0.0%	3件	3件 0.0%
	2 救助救急関係	病院、消防署	21件	5件 76.2%	3件	1件 100.0%
	3 避難施設関係	集会場、小・中学避難指定校等	55件	31件 43.6%	20件	13件 35.0%
	4 ライフライン関係	浄水場	1件	1件 0.0%	1件	1件 0.0%
Ⅱ 災害時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5 要援護者施設	児童福祉施設、高齢者福祉施設、小中学校等	19件	6件 68.4%	2件	1件 100.0%
	6 集客施設	博物館・美術館、劇場、体育館等	12件	6件 50.0%	3件	1件 100.0%
	7 長期滞在施設	市営住宅、宿泊施設、寄宿舎等	115件	102件 11.3%	8件	1件 100.0%
	8 その他の市有	上記以外の施設、上記付帯施設	21件	7件 66.7%	1件	1件 100.0%
合計			247件	161件 34.8%	40件	17件 57.5%

《市有建築物の耐震化状況》



〈市有建築物全体〉

〈市有特定建築物〉

2. 住宅の目標

**住宅の耐震化率の目標は75%とします。**

国の基本の方針では、住宅の耐震化率について、現状の75%を、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

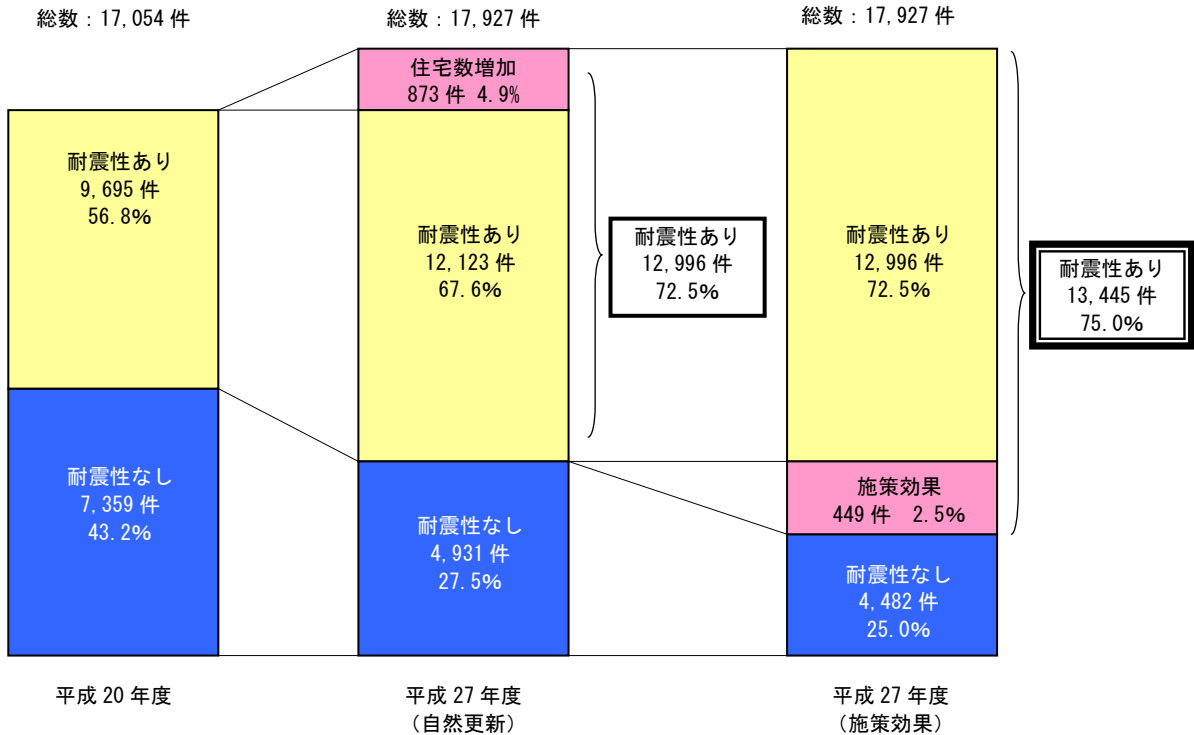
群馬県の計画では、現状の耐震化率が全国に比較して5ポイント以上低いことや木造戸建住宅が多いこと等を背景として、目標とする耐震化率を85%に設定しています。

富岡市においては、比較的ゆれにくい地盤となっていること及び本市の住宅の耐震化率の現状(56.8%)が、県の耐震化率の現状(68.5%)と比較し10%以上低いこと等を考慮して、平成27年度までの耐震化率の目標を75%とします。

この目標を達成するためには、449件の耐震化が必要となります。

表 2-10 住宅件数と耐震化比率

	平成20年7月現在			平成27年度耐震化目標		
	住宅数(件)	耐震性のある住宅数(件)	耐震化比率(%)	住宅数(件)	耐震性のある住宅数(件)	耐震化比率(%)
木造	15,842	8,565	54.1	16,653	12,235	73.5%
非木造	1,212	1,130	93.2	1,274	1,210	95.0%
計	17,054	9,695	56.8	17,927	13,445	75.0%



3. 特定建築物の目標

**特定建築物の耐震化率の目標は90%とします。**

国の基本方針では、特定建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも90%にすることを目標としています。

富岡市においては、国、県と同じく民間及び市有の特定建築物全体で、目標を90%とします。

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

用途分類毎の耐震化の目標は、次に示すとおりです。

表 2-11 多数の者が利用する建築物の目標

分 類	平成 20 年 7 月現在			平成 27 年度耐震化目標		
	市有建築物	民間建築物	全体	市有建築物	民間建築物	全体
1 被災時に避難者及び傷病者の救護など 災害救助拠点となる建築物	63.6%	100%	69.2%	81.8%	100%	84.6%
	7/11	2/2	9/13	9/11	2/2	11/13
2 災害時に要援護者がいる建築物	36.8%	88.2%	61.1%	100%	100%	100%
	7/19	15/17	22/36	19/19	17/17	36/36
3 比較的利用者の滞在時間が長い建築物	100%	71.4%	81.8%	100%	71.4%	81.8%
	8/8	10/14	18/22	8/8	10/14	18/22
4 その他の不特定多数が集まる建築物等	100%	66.7%	70.0%	100%	100%	100%
	1/1	6/9	7/10	1/1	9/9	10/10
5 利用者が比較的限定される建築物	—	71.4%	62.5%	100%	71.4%	75.0%
	0/0	5/7	5/8	1/1	5/7	6/8
合 計	57.5%	77.6%	68.5%	95.0%	87.8%	91.0%
	23/40	38/49	61/89	38/40	43/49	81/89

※平成 20 年 7 月現在の分類に使用している数字は、12 頁と一致

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

表 2-12 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

分 類	平成 20 年 7 月現在			平成 27 年度耐震化目標		
	市有建築物	民間建築物	全体	市有建築物	民間建築物	全体
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	—	100%	100%	—	100%	100%
	0/0	5/5	5/5	0/0	5/5	5/5

※平成 20 年 7 月現在の分類に使用している数字は、13 頁と一致

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

表 2-13 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

分類	平成 20 年 7 月現在			平成 27 年度耐震化目標		
	市有建築物	民間建築物	全体	市有建築物	民間建築物	全体
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	0.0%	32.7%	32.6%	50.0%	90.3%	90.1%
	0/2	178/544	178/546	1/2	491/544	492/546

※平成 20 年 7 月現在の分類に使用している数字は、14 頁と一致

(4) 市有建築物の目標

①特定建築物

市有建築物の特定建築物に該当する建築物については、富岡市総合計画との整合を図り、平成 27 年度までの耐震化の目標を 95%とします。

表 2-14 市有特定建築物の耐震化の目標

大分類	小分類		平成 20 年 7 月現在		平成 27 年度耐震化目標	
			耐震化無 耐震化率	耐震化無 耐震化率		
I 災害対策拠点機能等の確保を図るうえで優先的に整備すべき公共施設	1 災害対策関係	市庁舎、地域機関及び専門機関、教育事務所、支所等	3 件	3 件 0.0%	3 件	1 件 66.7%
	2 救助救急関係	病院、消防署	3 件	1 件 100%	3 件	1 件 100.0%
	3 避難施設関係	集会場、小・中学避難指定校等	20 件	13 件 35.0%	20 件	1 件 95.0%
	4 ライフライン関係	浄水場	1 件	1 件 0.0%	1 件	0 件 100.0%
II 災害時における被害防止の観点から整備すべき公共施設	5 要援護者施設	児童福祉施設、高齢者福祉施設、小中学校等	2 件	1 件 100.0%	2 件	1 件 100.0%
	6 集客施設	博物館・美術館、劇場、体育館等	3 件	1 件 100.0%	3 件	1 件 100.0%
	7 長期滞在施設	市営住宅、宿泊施設、寄宿舎等	8 件	1 件 100.0%	8 件	1 件 100.0%
	8 その他の市有	上記以外の施設、上記付帯施設	1 件	1 件 -%	1 件	1 件 -%
合計			40 件	17 件 57.5%	40 件	2 件 95.0%

※平成 20 年 7 月現在の分類に使用している数字は、15 頁と一致

②その他の市有建築物

特定建築物のうち、平成 27 年度までに耐震化が確保されないものや、特定建築物以外の市有建築物で、耐震化が確保されていない市有建築物については、地域防災機能の側面及び緊急性を考慮し、優先性を検討したうえで順次計画的な耐震化を進めます。

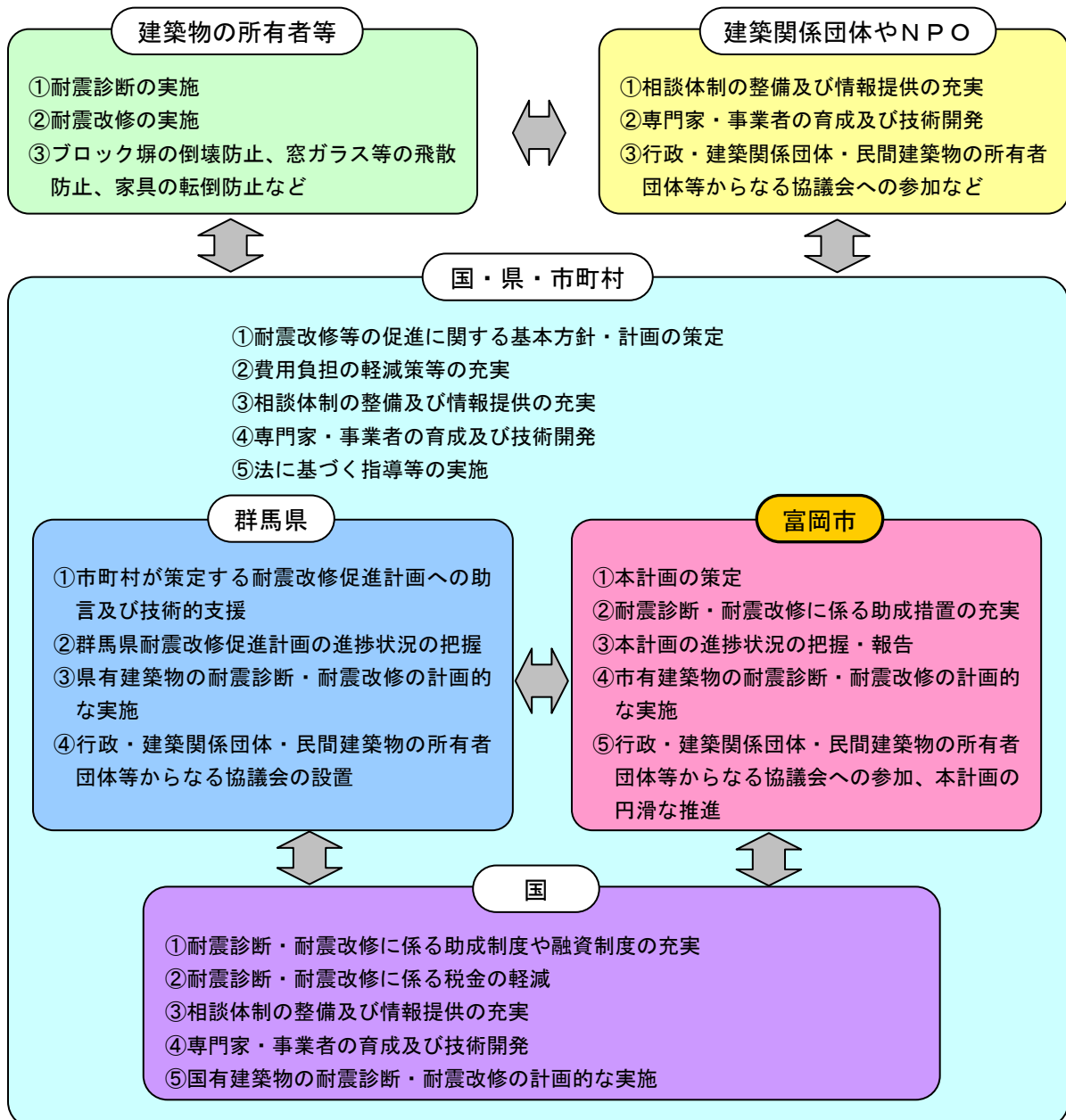
# 第3章 耐震化促進の基本的な方策

## 3-1 耐震化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図3-1 国・県・市・所有者等の役割分担



## 3-2 促進体制

### 1. 耐震化促進の体制整備

#### (1) 群馬県及び他の所管行政庁等との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、建築基準法の特定行政庁\*である所管行政庁\*が行うことと定められています。富岡市では、建築物の規模等により群馬県又は富岡市が指導等を行うこととなります。

また、これら指導等に当たっては、特に一部の者が複数の特定建築物を所有する場合などにおいて、連携した指導等を行うことが望まれる場合があります。

このため富岡市は、群馬県及び高崎市など周辺の所管行政庁等と連携し、的確に耐震化に努めるものとします。

#### (2) 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など、特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれます。

これら建築物のなかで、地震など災害時に避難所として利用する建築物などは、早期に耐震化を図るものとしながらも、近接区域では計画的に実施時期を分散し、不測の災害時にも区域全体としては、概ねその機能を保全することが望まれるものがあります。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して、円滑に耐震化を図るものとします。

#### (3) 協議会や連絡会議の取り組みの拡充

群馬県では、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の推進について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保することなどを目的として、「群馬県建築物等耐震化推進協議会」（群馬県の関係課により構成）及び「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」（群馬県と県内の市町村の建築防災主管課より構成）が設置されています。

今後、こうした連絡会議への取り組みを拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

### 2. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

富岡市では、これまでも耐震診断・耐震改修に関する相談に応じてきましたが、今後も本計画に基づき、継続して耐震診断・耐震改修に関する様々な相談に対応していきます。

※特定行政庁：建築基準法による規定。建築主事をおく市町村の区域においては、その市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事となります（建築基準法第2条）。富岡市の場合は、建築基準法第97条の2第1項の規定により市長又は群馬県知事となります。

※所管行政庁：建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の規定。建築主事を置く市町村の区域においては、その市町村の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事となります（耐震改修促進法第2条）。富岡市の場合は、建築基準法第97条の2第1項の規定により市長又は群馬県知事となります。

### 3-3 耐震化の普及・啓発

#### 1. 地震防災マップ

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題、地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（地震防災マップ）の作成を検討します。

#### 2. インターネットや広報を活用した情報提供

対象となる建築物の耐震化の啓発・普及に資するため、富岡市のホームページや広報などを通じて、耐震診断、耐震改修に関する情報を提供し、市民が耐震化に係る情報を得ることができるよう、効率的・効果的な実施に努めます。

### 3-4 重点的に耐震化を進める区域

地震発生時に、より大きな被害が発生することが想定される区域において耐震化を重点的に促進していくことは、市の全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上でより効果が高いと考えられます。そのため、土地利用や建築物の状況を把握し、地震により大きな被害が発生することが想定される区域を「重点的に耐震化を進める区域」として設定し、取り組みを進めます。

#### 1. 重点的に耐震化を進める区域

富岡市では、その歴史的背景から、現在の国道254号及び主要地方道富岡神流線沿道は、道路に接した形で建築物が連続して立地しています。特に、この沿道における富岡市の中心市街地部では、密集した市街地が連なっています。

よって、同区域を重点的に耐震化を進める区域として位置づけ、耐震化に努めていきます。

#### 2. 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

市全域に対して耐震化を推進しますが、特に、多数の者が利用する特定建築物及び地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物について、重点的に耐震化を促進します。

また、地震に対する危険性の高い木造住宅密集地域や狭あいな道路の沿道にある建築物等を対象に、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するため、建築物の耐震化及び不燃化の啓発を重点的に促進していきます。

## 3-5 関連する安全対策

住宅・建築物に関連した地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進します。

### 1. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたすこととなります。同様に道路上には、電柱や自動販売機等、倒壊する危険のある物が多くあります。

このため、ブロック塀等の危険性について、パンフレットや広報等で市民に周知するとともに、正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善の指導を行い、想定される地震被害の軽減を図ります。

### 2. 窓ガラス・天井の落下防災対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットや広報等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

### 3. エレベーターの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法について周知するとともに、群馬県・関係団体等と協力して地震発生時における安全装置の設置の徹底を図ります。

### 4. 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットや広報等を活用して市民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取り組みを推進していきます。

また、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び重度障害者世帯など、特に災害時要援護者に係る住宅については、群馬県・関係団体、ボランティアと協力して家具の転倒防止器具の取り付けを支援するなどにより、引き続き家具の安全対策を進めていきます。

### 5. 狭あい道路等の現況把握及び対応策の検討

市街地などでは、車両のすれ違いが困難な狭あい道路が多数見受けられ、こうした道路は、災害時の避難や救援活動等に支障を来すこととなります。

住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、これら狭あい道路等の現況についても調査し、改善が必要と思われる道路については、対応策を検討しながら、災害に強いまちづくりに努めます。

# 第4章 住宅の耐震化促進

## 4-1 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

### 1. 耐震診断・耐震改修に係る補助制度等

富岡市では、本計画の策定を踏まえ、耐震診断や耐震改修の支援を行っていきます。

また、これに加え、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」や、群馬県で創設が検討されている支援制度などを活用して、住宅の耐震化の促進に努めます。

### 2. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において「住宅に係る耐震改修促進税制」が創設され、住宅の耐震改修を行った場合に税制による一定の支援が受けられるようになっています。

○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

○既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置

富岡市では、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

表 4-1 住宅に係る耐震改修促進税制の概要

所得税	<p>個人が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までに、一定区域内（注）において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を所得税額から控除する。</p> <p>（注）住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備に関する特別措置法の地域住宅計画</li> <li>・耐震改修促進法の耐震改修計画</li> </ul>
固定資産税	<p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を以下のとおり減額する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1）平成18～21年に耐震改修が完了した場合：3年間1/2に減額</li> <li>2）平成22～24年に耐震改修が完了した場合：2年間1/2に減額</li> <li>3）平成25～27年に耐震改修が完了した場合：1年間1/2に減額</li> </ol>

## 4-2 耐震化に取り組みやすい環境の整備

### 1. 低コスト耐震化工法の普及

住宅の耐震改修費用は、約 120 万円～200 万円程度で、耐震改修費補助を活用しても 100 万円以上の自己負担が生じることになります（「群馬県耐震改修促進計画」より）。この自己負担額が大きいということが、所有者が耐震改修の実施に踏み切れない大きな要因の一つになっていると考えられます。

こうしたなか、群馬県では、国等と協働しながら、新たな耐震改修工法（簡易な方法、コストダウンができる方法など）に関する技術の普及に努め、住宅の倒壊から生命や身体を守るための最低限の耐震化を促進できるよう、融資や助成に関する耐震化基準を検討しています。

また、「ぐんまの家設計建設コンクール」に、「耐震・リフォーム部門」を創設するなど、街なみに合致した優れた耐震改修や、簡易にできる耐震化のアイデアなどの表彰制度を検討し、県民の耐震化意識の向上及び専門家や事業者の技術向上・意欲喚起を図っていくこととされています。

富岡市においても、こうした動向を踏まえ、低コストで耐震化を実施することができる工法の普及に努めます。

### 2. 耐震改修事例集の充実

住宅・建築物の所有者が耐震改修を考える場合に、実際にどのような工事が行われ、それによどのくらいの費用が必要になるのかがイメージできないということがあると考えられます。

富岡市では、実際に補強工事をされた住宅の事例の収集、事例集の作成などに努め、情報提供を図っていきます。

### 3. 安心して相談できる仕組み

住宅・建築物の耐震化は、基本的には個々の住宅・建築物の所有者の方が、あるいは地域として地域の防災まちづくりを進めていくなかで取り組んでいただくこととなります。ただし、その際にどの建設業者等に相談すればよいのかをためらう状況が考えられます。そのため、地域の建設・設計業者や建築士、まちづくり専門家の名簿配布などの情報提供など、「安心して相談できる・任せられる」仕組みの整備に努めます。

※現在、群馬県では、「安心ぐんま耐震ネットワーク（仮称）」との連携を推奨しています。

## 4-3 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化の促進は、住宅及び建築物の所有者等が自主的、積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するためには、地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、町内会や自主防災組織、災害救援関係の NPO やボランティア組織の活動が重要です。

このため、防災意識の高い地域については、積極的に地域の活動を支援し、地域住民の防災意識を向上させることにより、耐震化を図っていきます。

## 4-4 耐震化のためのその他の支援方策

### 1. 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があります、この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、「群馬県耐震改修促進計画」では、耐震改修促進法第14条及び第15条に定める特例規定を適用し、群馬県住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化を行うことができることとされています。

共同住宅等の管理者（所有者）の方は、必要に応じてこれら公的機関を活用してください。

【参考：群馬県耐震改修促進計画より】

#### ■群馬県住宅供給公社による耐震改修等

- 群馬県住宅供給公社は、集合住宅等の耐震診断・耐震改修について豊富なノウハウ・事業経験、公的機関としての信頼性を有しており、耐震診断・耐震改修の促進について支援的な役割を果たすことが期待できます。
- そこで、マンションの耐震改修など住民の合意形成が容易ではない場合や民間企業が事業に乗り出しにくい場合などでは、群馬県住宅供給公社が委託により耐震改修を行うことができます。

### 2. 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因の一つになっています。

「群馬県耐震改修促進計画」では、群馬県内にある特定優良賃貸住宅制度を活用して供給された住宅について、住宅の所有者が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、特定優良賃貸住宅の空家を、仮住居としての活用を行うこととされています。

【参考：群馬県耐震改修促進計画より】

#### ■特定優良賃貸住宅の空家の活用

- 住宅の耐震改修に際しては、工事期間中の仮住居の確保が必要となりますが、なかなか仮住居の確保ができない場合があります。
- 住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家活用を行います。なお、特定優良賃貸住宅の入居状況については、社会情勢の変化に合わせて流動的であることから、入居特例の適用を位置づける特定優良賃貸住宅については、関係市町村や当該住宅の所有者等との協議・調整を図りながら別途定めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行います。

#### ▼特定優良賃貸住宅への入居特例が適用される条件

- ・ 特定優良賃貸住宅の入居者が3か月以上確保できない住戸であること
- ・ 特定優良賃貸住宅への入居特例の適用が本計画に位置づけられていること
- ・ 対象者が認定建築物である住宅に居住していた者であること
- ・ 定期建物賃貸借を2年以内に限定すること



# 第5章 建築物の耐震化促進

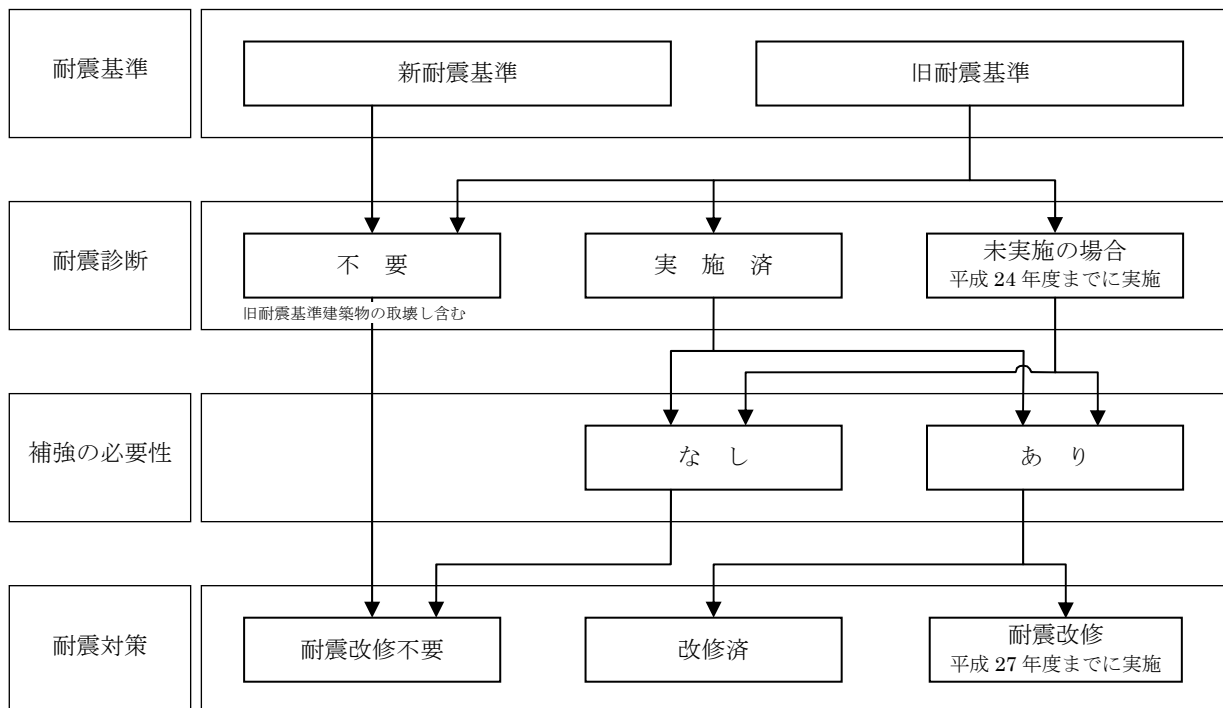
## 5-1 建築物の耐震化促進

### 1. 市有建築物の耐震化

#### (1) 対象建築物

市有建築物で耐震性が確保されていない市有建築物のうち、日常市民が使用する建築物、日常市職員が使用する建築物で、下図に示す耐震対策の流れに沿って耐震診断調査を実施し、耐震性能の判断結果により補強対策が必要とされたものを対象建築物とします。

対象建築物は、平成27年度までに計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいきます。また、耐震診断調査については、平成24年度までに順次実施することとします。



#### (2) 耐震化の整備計画

前述の対象建築物について、平成24年度までに全ての耐震診断を実施し、耐震改修が必要と診断された建築物については、計画的に耐震化を図ります。

### 2. 耐震改修計画の円滑な認定

耐震改修促進法第8条に基づく耐震改修計画の認定については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。一方、今後は本計画の周知に伴い所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。

富岡市は、群馬県と協力しながら、耐震改修計画の認定が円滑に行われるように努めます。

## 5-2 耐震化促進のための支援制度

### 1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

#### (1) 意識啓発と情報発信

民間建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行います。特に特定建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定建築物であることがわかるように情報発信を行います。

#### (2) 耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な建築物ストックの形成促進を図るため、平成 18 年度税制改正において「事業用建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されています。これにより、事業用建築物の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになっています。

富岡市では、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

表 5-1 建築物に係る耐震改修促進税制の概要

所得税 法人税	事業者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに、耐震改修促進法第 6 条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の 10% の特別償却ができる。
------------	--

## 5-3 特定建築物の指導等

### 1. 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁である富岡市と群馬県は、連携して以下の指導等に対応します。

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して耐震診断・耐震改修を的確に実施することが必要と認めた場合は、当該特定建築物の所有者に対して必要な指導・助言を行います（耐震改修促進法第7条第1項）。

そのうち一定規模以上の特定建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されないと認めるときは、当該特定建築物の所有者に対して必要な指示を行います。（同条第2項）。

さらに指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なく、その指示に従わない場合は、社会責任を果たさないものとしてその旨を公表します（同条第3項）。

なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確にしたうえで実施します。

#### 《指導・助言の方法》

耐震化の必要性、耐震診断及び耐震改修の実施に関する説明や文書の送付を行います。

#### 《指示の方法》

耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書の交付等により行います。

#### 《公表の方法》

法に基づく公表であることを明確にするとともに、市の広報やホームページへの掲載などにより公表を行います。

### 2. 建築基準法による勧告又は命令等の実施

富岡市は、限定特定行政庁\*であるため、特定行政庁である群馬県と連携して、以下のように対応します。

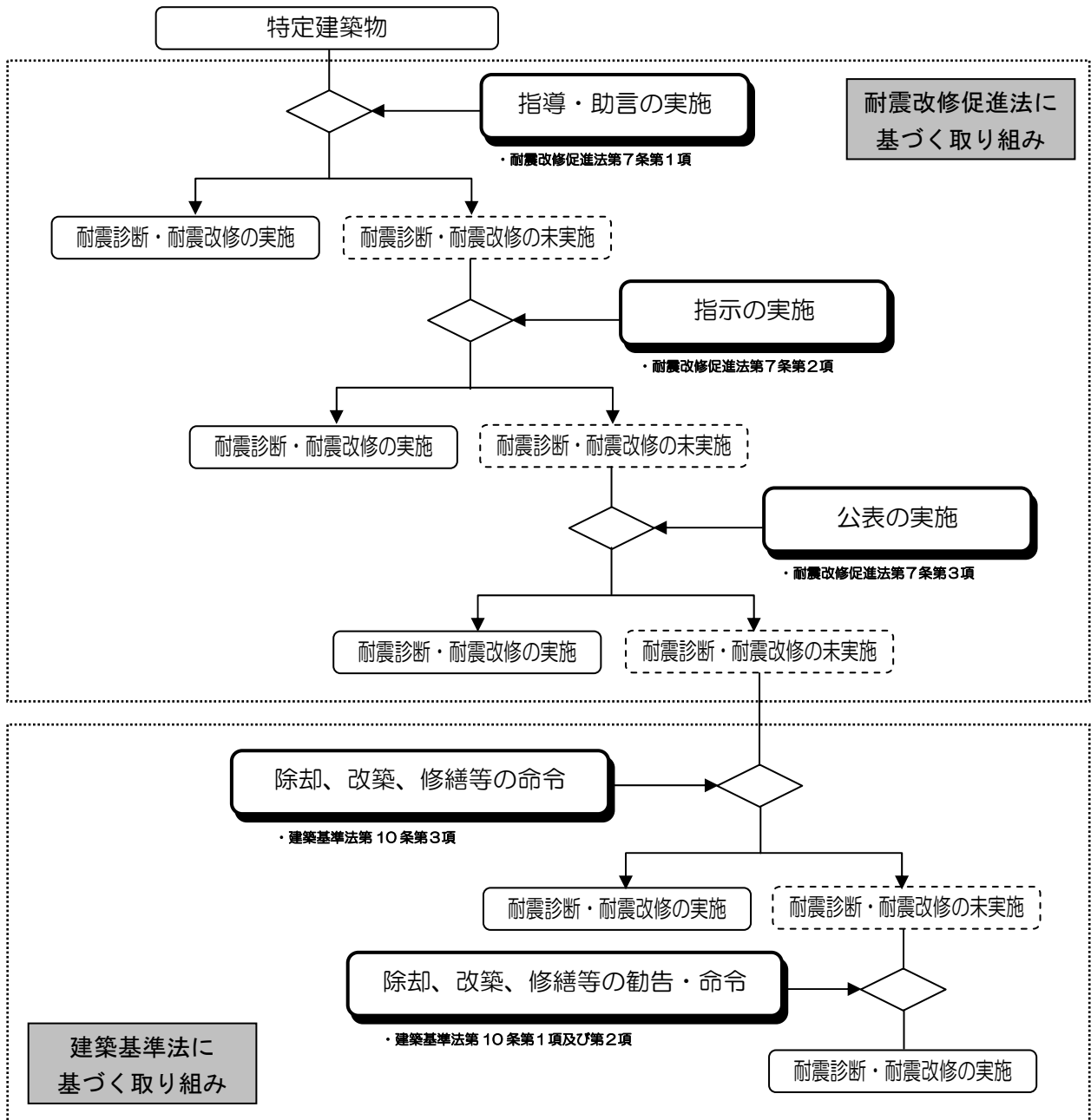
上記の公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います（建築基準法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことがその利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかとの周知を図ります。

※は次頁に記載

《耐震診断及び耐震改修に関する流れ》



※限定特定行政庁：特定行政庁のうち、木造2階建て住宅程度の小規模な建築物の建築確認事務等（建築基準法施行令第148条に規定される業務）を行っている市町村の長となります。

## 第6章 計画達成に向けて

### 6-1 国及び群馬県との連携

国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、群馬県が策定した「群馬県耐震改修促進計画」の進捗との整合を図りながら、本計画を進めます。

また、国及び県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用するとともに、群馬県との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めます。

### 6-2 計画の進行と管理

計画期間である平成27年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の適切な進行管理を行います。

本計画に位置づける市有建築物の耐震化については、着実に実施されるよう、進捗状況を定期的に確認しながら促進を図ります。

住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修費の補助の実績、除却・建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認を行います。

また、特定建築物については、特定建築物台帳等により把握し、進捗状況を確認しながら耐震化の促進を図るとともに、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

＜参考資料＞

参考 1：特定建築物一覧

分類	用 途	特定建築物の規模要件 指導致び助言対象建築物	指示対象建築物
1.被災時に避難者及び傷病者の救護など災害救護拠点となる建築物	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
2.災害時に要援護者がいる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 *屋内運動場の面積を含む	1,500 m <sup>2</sup> 以上 *屋内運動場の面積を含む
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	750 m <sup>2</sup> 以上
3.比較的利用者の滞在時間が長い建築物	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	2.で掲げた学校以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
4.その他の不特定多数が集まる特定建築物等	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
5.利用者が比較的限定される建築物	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(詳細は次頁参照)	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500 m <sup>2</sup> 以上
その他	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

参考2：特定建築物となる危険物の数量一覧

i) 特定建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ii) 指示対象となる特定建築物の要件

床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実砲	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
②消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m <sup>3</sup>
④マッチ	300 マッチトン(※)
⑤可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2 万 m <sup>3</sup>
⑥圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>
⑦液化ガス	2,000 t
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物 20 t 劇物 200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約 120 kg。

参考3：耐震改修促進計画に関する法令

### i) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

##### （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

#### 第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

##### （基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### （都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
  - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
  - 三 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
  - 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
  - 6 第3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
  - 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
  - 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第8条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の

所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ii) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 診療所
  - 三 映画館又は演芸場
  - 四 公会堂
  - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 六 ホテル又は旅館
  - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
  - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十 博物館、美術館又は図書館
  - 十一 遊技場
  - 十二 公衆浴場
  - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十五 工場
  - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの
  - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - 四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）

- 二 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 6 条第 2 号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。
  - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 10 トン
    - ロ 爆薬 5 トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
    - ニ 銃用雷管 500 万個
    - ホ 実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - 二 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
  - 三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン
  - 四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
  - 五 マッチ 300 マッチトン
  - 六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。） 2 万立方メートル
  - 七 圧縮ガス 20 万立方メートル
  - 八 液化ガス 2000 トン
  - 九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン
  - 十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の 2 種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が 1 である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

- 第 4 条 法第 6 条第 3 号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。
- 一 12 メートル以下の場合 6 メートル
  - 二 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

- 第 5 条 法第 7 条第 2 項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場
  - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
  - 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。） 床面積の合計が2000平方メートルのもの
  - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
  - 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
  - 四 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

- 第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

## iii) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第10条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

（市町村の建築主事等の特例）

第97条の2 第四条第一項の市以外の市又は町村においては、同条第二項の規定によるほか、当該市町村の長の指揮監督の下に、この法律中建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。この場合においては、この法律中建築主事に関する規定は、当該市町村が置く建築主事に適用があるものとする。

2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の市町村が同項の規定により建築主事を置く場合に準用する。

3 第一項の規定により建築主事を置く市町村は、同項の規定により建築主事が行うこととなる事務に関する限り、この法律の規定の適用については、第四条第五項に規定する建築主事を置く市町村とみなす。この場合において、第七十八条第一項中「置く」とあるのは、「置くことができる」とする。

4 この法律中都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、第一項の規定により建築主事を置く市町村の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事たる特定行政庁に関する規定は、当該市町村の長に関する規定として当該市町村の長に適用があるものとする。

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。



---

# 富岡市耐震改修促進計画

平成 21 年 2 月

**【発行・編集】**

群馬県 富岡市 都市建設部 建築課

住所：〒370-2392

富岡市富岡 1460 番地 1

電話：0274-62-1511（代表）

---